

紀南病院「開放病床登録医」のご案内

当紀南病院では、「開放病床」を5床設置しており、「開放病床登録医」にご登録いただきますと、下記の診療報酬の請求が可能となります。登録をご希望の場合は、別紙申込書をFAXいただきますよう、お願い申し上げます。

【開放病床登録医とは】

当院の「開放病床登録医」に申し込まれ、当院入院中の貴院からの紹介患者様に訪問された際、当院主治医と共同して診療を行った場合に、「開放型病院共同指導料Ⅰ」が請求できます。当院からは「開放型病院共同指導料Ⅱ」を請求します。

その場合、往診料や再診料は請求できません。請求できるのは、当院指定の5床に入院している紹介患者様に限りますので、共同診療をご希望の際は、なるべく入院早期に、地域連携室までお電話下さい（05979-2-1333（代））。

【対象患者】

ご紹介いただいて入院となった患者様が対象となります。入院になるかどうかの適否につきましては、原則、当院医師の判断とさせていただきます。

【診療責任】

開放病床へ入院中の患者さんの主治医は、当院の医師があたります。具体的な治療、検査の指示、退院時期の判断は、当院の主治医が権限を有します。

【開放病床ご利用方法】

(1) 地域連携室までご連絡ください。その際、地域連携室職員から以下の点を、確認させていただきます。

- ① 当該患者が指定の開放病床へ入院中かどうか。
- ② 「開放型病院共同指導料Ⅰ・Ⅱ」による患者負担料金が発生することを、登録医先生から患者さん側に説明されているか否か。されていない場合は、患者さん側の了解を得てからの請求となります。

*指導料を請求しない訪問をご希望の場合も、事前に地域連携室までご連絡下さい。当院主治医と調整いたします。

(2) 登録医先生が来院されましたら、総合受付にお声かけいただくことで、連携室職員が「登録医室」にご案内し、白衣・名札を着用していただきます（当院で用意します）。電子カルテ用のID、パスワードも用意します。

(3) 登録医先生が当院主治医と共同診療を行った場合は、貴院カルテに診療録を記載いただく必要があります。

(4) 診療報酬の請求を行なうか否かは、必要条件を満たした場合に、双方の医療機関

が、それぞれの裁量で行なうことをお願いします。ちなみに、患者負担料金は、「高額療養費制度」の対象外のため、「入院費の負担限度額」とは別途、患者さんに請求されることになります。

【医事紛争】

登録医先生と当院主治医との共同診療に起因した「医療事故」が生じた場合は、原則として病院側がその解決に当たりますが、当院は登録医先生に紛争解決のための協力を要請することがあります。ご了解ください。

【開放型病院共同指導料 I・II の点数】(2020年1月時点)

	登録医から請求 (開放型病院共同指導料 I)	当院から請求 (開放型病院共同指導料 II)
点 数	350 点	220 点

*入院中に何回でも請求可能です。 *退院先の条件はありません。

◇◇ 開放病床 Q & A ◇◇

Q 1 登録医にならないと患者を紹介できないのですか？

A そのようなことはありません。今までどおり、ご紹介下さい。

Q 2 登録医になると、紹介した患者さんが入院している間、何か義務が生じるのですか？

A そのようなことはありません。あくまで紹介元先生が当院主治医との共同診療を希望された場合に、「開放型病院共同指導料 I・II」の請求を可能にするために、登録医になっていただく必要があるということです。

Q 3 登録医の申し込みはどうすればいいですか？

A 別紙、申込書を F A X してください。後日、「登録医療機関証」を郵送させていただきます。

お問合先 : 紀南病院 地域連携室
〒519-5293 三重県御浜町阿田和 4750
T E L 05979-2-1333 (代)
F A X 05979-3-1301 (連携室)